

北海道における日本脳炎に係る定期の予防接種を 実施することについての検討（あっせん）〈概要〉

厚生労働省 健康局
結核感染症課 予防接種室
平成26年10月8日
第5回予防接種・ワクチン分科会

北海道における日本脳炎に係る定期の予防接種を実施することについての検討（あっせん）

平成26年8月22日付け総務省行政評価局長通知

○概要

北海道在住の方から総務省行政評価局に対して、「北海道は日本脳炎の予防接種を行う必要のない区域に指定されているため、北海道で生まれ育った子供であっても、将来的には仕事等で国内の日本脳炎発生地域や海外で生活することも考えられるので、国は国内全ての市町村で日本脳炎の予防接種を無料で実施してほしい」との申出があった。

この申出について、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議において検討した結果、「都道府県域を超えた広域的な移動が頻繁に行われる現在、全都道府県のうち北海道のみ日本脳炎に係る定期の予防接種が行われていないことは、国民の利便性や、感染可能性のある地域へ未接種者が移動することを考慮した場合、不合理な対応である」とされた。

このため、総務省行政評価局長から厚生労働省健康局長に対して「予防接種法第5条第2項の規定に基づき同法施行令第2条において日本脳炎を規定していることの是非等について、厚生科学審議会において調査審議していただくことが適当」とあっせんが行われた。

北海道における日本脳炎に係る定期の予防接種を実施 することについての検討（あっせん）〈参考条文〉

予防接種法（抄）

（市町村長が行う予防接種）

第五条 市町村長は、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、当該市町村の区域内に居住する者であって政令で定めるものに対し、保健所長（特別区及び地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市（第十条において「保健所を設置する市」という。）にあつては、都道府県知事）の指示を受け期日又は期間を指定して、予防接種を行わなければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する疾病のうち政令で定めるものについて、当該疾病の発生状況等を勘案して、当該都道府県の区域のうち当該疾病に係る予防接種を行う必要がないと認められる区域を指定することができる。

3 前項の規定による指定があつたときは、その区域の全部が当該指定に係る区域に含まれる市町村の長は、第一項の規定にかかわらず、当該指定に係る疾病について予防接種を行うことを要しない。

予防接種法施行令（抄）

（市町村長が予防接種を行うことを要しない疾病）

第二条 法第五条第二項の政令で定める疾病は、日本脳炎とする。

過去10年の日本脳炎発生状況

○平成16年～平成25年感染症発生動向調査結果

年/ 平成	発症者数	発生地域								
		北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
16	5	0	0	0	0	1	1	0	3	0
17	7	0	0	0	2	0	3	0	2	0
18	7	0	0	0	0	0	1	1	5	0
19	10	0	0	0	3	0	4	0	3	0
20	3	0	0	2	1	0	0	0	0	0
21	3	0	0	0	0	1	0	1	1	0
22	4	0	0	0	1	0	1	1	1	0
23	9	0	0	1	0	0	1	0	6	1
24	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0
25	9	0	0	0	1	3	1	1	3	0
計	59	0	0	3	8	5	12	4	26	1

ブタの日本脳炎ウイルス感染状況（感染症流行予測調査結果）

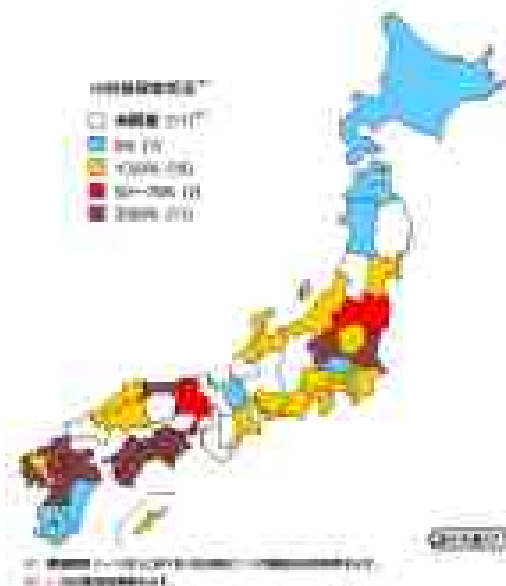
ブタの日本脳炎ウイルス感染状況 2013年



ブタの日本脳炎ウイルス感染状況 2014年



ブタの日本脳炎ウイルス感染状況 2015年



ブタの日本脳炎ウイルス感染状況 2016年



ブタの日本脳炎ウイルス感染状況 2017年



ブタの日本脳炎ウイルス感染状況 2018年



予防接種法及び予防接種法施行令について

○過去10年以上北海道では、日本脳炎の患者は発生していない。



○北海道民の感染リスク及び副反応のリスク等を勘案して、北海道において日本脳炎の予防接種を行うかどうかは、知事の判断となる。

※今後、北海道の専門委員会において、疫学調査の結果や副反応の頻度等を分析し、ワクチン接種の必要性を検討し、年度内に報告書がとりまとめられる予定。



○現段階では、各都道府県における日本脳炎の発生状況等、地域の実情を勘案して、知事が予防接種を行う必要がない区域を指定することが可能となる規定自体は見直す必要がないと考えるがいかがか。

第11回基本方針部会における委員の主な意見

予防接種基本方針部会（9月11日開催）における各委員からの主な意見①

○日本脳炎そのものが北海道でどうあるかということと、予防接種法の規定を変えるべきかどうかということは、切り分けて議論する必要がある。

○条文をこの時点で変えるべきかどうかということは、副反応と有効性を慎重に考えて、理性的に判断するという観点から、北海道における議論とは別に慎重に議論する必要がある。

○東アジア、東南アジア等も含めて日本脳炎ウイルスの勢いは全く衰えていなく、日本脳炎対策は非常に大事。本州では定期、北海道では任意でお金を出さないといけない。しかも、副反応の時の対応も変わってくるのは理不尽であるとの意見は非常に理解であるが、ほかのワクチンのことを考えて、地域性の流行性を考えて、そういう枠組みを残すかどうかというのはまた別に議論していいこと。

○北海道の方も、特に日本脳炎が流行している国々への旅行とか人の移動を考えると、北海道以外の方と同じように接種が受けられる体制はとても重要。

○あっせん文書にある「国は全ての市町村で日本脳炎の予防接種を無料で実施してほしい」との部分は、国に対して無料でやれという申し出ではないかということで、本来的には、この部分に関しては総務省が回答を示さなければならない。

国が全て無料でやったらという意見に私は捉えるので、この点に関しては自治体も関心のあるところで、総務省としては厚労省に投げるのではなく、自ら回答すべき。

○将来的な潜在的なリスクがあるという部分と、住んでいる場所によって受けられるサービスに差があることを言っている。疫学的にはリスクは非常に低いと思うが、この流れでいけば、北海道は数年うちには導入したい、指定を外して欲しいとの結論になることが予想される。

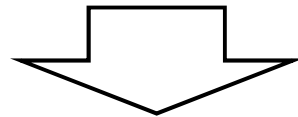
ただ、この規定をなくすかどうかということは全く別の問題で、北海道の状況は理解できるが、規定として存続させないということとは別だと考えている。

予防接種基本方針部会（9月11日開催）における各委員からの主な意見②

○自治体として現在の枠組の中である意志決定をしているものに対して、その枠組を変えてまで行う、つまり法律改正を行ってやるということではない。それはほかのワクチンについても同様で、現在の自治体の業務であるということを考えた場合に、そこは尊重すべきである。

したがって、今後北海道がどういう判断をするかは見守りたいところでもあるし、それについての判断は、最終的には尊重をするということになるだろうかと思う。

○総務省が地域的な差が不公平であるから変えなさいということを正面切って言うのであれば、今のほかのワクチンの定期接種もいろいろな意味で違いがある訳で、それはなるべく解消しようとして我々は努力している訳ですけども、責任の一端は総務省にもあるのではないか。



○第11回予防接種基本方針部会における結論

- この政令を変えて定期接種としてすすめるべきかというところに関しては、今はそこまでは至らない。
- 医学的・科学的な面から言えば、日本にとって日本脳炎ワクチンは現在まだ残念ながら必要であり、これはオールジャパンとして必要なもの。
- 最終的な判断は、自治体が行うものであり、その結論は尊重する。